第１号様式

年　　月　　日

様

○○長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の８第１項の規定により、次のとおり確認監査を実施しますので通知します。

確認監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

１ 対象施設等

２ 実施日時

３ 実施場所

４ 実施目的

５ 指導監査職員の氏名

６ その他連絡事項

第２号様式

年　　月　　日

様

○○長　印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の８第１項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

１ 当該確認指導・監査について

|  |  |
| --- | --- |
| 実 施 年 月 日 |  |
| 対 象 施 設 等 |  |

２ 確認監査の結果について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 結果の区分 | 該当の有無 | 説　　　明 |
| 文書指摘事項 | □ 有□ 無 | （該当の有無が有の場合）別紙１のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第４号様式にて報告してください。 |
| 口頭指摘事項 | □ 有□ 無 | （該当の有無が有の場合）別紙１のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。 |

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から１年を経過したときは、提起することができません。

別紙１

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 施 設 等 |  |
| 確認監査実施日 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 結果の区分 | 改善を要する事項 | 根拠法令 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

第３号様式

年　　月　　日

様

○○長　　印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の８第１項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

１ 当該確認監査について

|  |  |
| --- | --- |
| 実 施 年 月 日 |  |
| 対 象 施 設 等 |  |

第４号様式

年　　月　　日

○○長

所 在 地

法 人 名

代表者　職・氏名　　　　　　　　　　　　 　印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等に関する報告書について（提出）

年 月 日付けで通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙１「特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

別紙１

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 施 設 等 |  |
| 確認監査結果通知日 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 改善報告を要する事項 | 改善した内容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

第５号様式

年　　月　　日

　　　　　　様

○○長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（勧告）

子ども・子育て支援法第58条の８第１項により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を勧告します。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、第４号様式 にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の９第４項、同条第５項並びに法第58条の10第１項の規定により、その旨の公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

１　当該確認監査について

|  |  |
| --- | --- |
| 実 施 年 月 日 |  |
| 対 象 施 設 等 |  |

２　改善勧告の内容について

|  |  |
| --- | --- |
| 改善を要する事項 | 根拠法令 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から１年を経過したときは、提起することができません。

第６号様式

年　　月　　日

　　　　　　様

○○長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（命令）

子ども・子育て支援法第58条の８第１項により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を命じます。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、第４号様式 にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の10第１項の規定により、確認の取消しを行う場合があります。

１　当該確認監査について

|  |  |
| --- | --- |
| 実 施 年 月 日 |  |
| 対 象 施 設 等 |  |

２　改善命令の内容について

|  |  |
| --- | --- |
| 改善を要する事項 | 根拠法令 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から１年を経過したときは、提起することができません。